



結等の措置をとるべきこととされている者（第三号に掲げる者を除く。）北朝鮮による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（第三号において「北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等」という。）

二 国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（次号に掲げる者を除く。）イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（次号において「イランによる核兵器等の開発等」という。）

三 第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされ、かつ、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者、北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等及びイランによる核兵器等の開発等（携帯することができない財産）

第九条 法第十七条第一項の政令で定める財産は、船舶及び航空機とする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第十条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

附則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附則（平成二八年三月二四日政令第七二号）

（施行期日）

1 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成一十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六條第七項の規定による命令又は国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八條第五項の規定による指定（以下「命令等」という。）についての不服申立てであつて、この政令の施行前にされた命令等に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成二八年四月一五日政令第二〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月二四日政令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（令和二年四月三日政令第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年七月八日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年五月二六日政令第一八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。